

令和2年度富山県立桜井高等学校いじめ防止基本方針

富山県立桜井高等学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれのあるものである。いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・生徒は市内の中学校出身者が半数を占め、入学前からの知り合いも多数いる。
- ・女子生徒だけのクラスが存在し、仲のよいグループがいくつか出来て、別のグループとの交流が少なくなる。
- ・携帯電話(スマートフォンを含む)の所持率がほぼ100%である。

2 課題

- ・集団に溶け込めず、孤立しがちな生徒も少なからず見られる。
- ・クラス替えなどの人間関係の変化に対応できない生徒が見られる。
- ・SNSに関する問題があると思われるが、全体像を把握することが困難である。

このような現状と課題を踏まえつつ、全校生徒が安心して学習・特別活動等に取り組む事ができるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置し、いじめの未然防止等のための対策を行う。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの対策等を迅速に行うために「いじめ対策委員会」を設置する。

○構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健厚生部長、養護教諭等
- ※必要に応じて、学級担任・副担任・部活動顧問・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等や福祉の専門家（SC、SSW等）、弁護士等の外部の専門家を追加

○役割

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ②本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ③教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ④生徒や保護者・地域に対する調査と情報発信と意識啓発
- ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の連絡方法・相談窓口
- ⑥事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑦発見されたいじめ及びいじめの疑い事案への対応
- ⑧いじめ重大事案の発生については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応
- ⑨本校いじめ防止基本方針の点検・見直し

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえた認識で、いじめの未然防止に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ①分かる授業、生徒指導の3つの機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する）に努める。
 - ②規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
 - ③自己存在感や自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
 - ④学期ごとに、いじめについてのアンケートを実施する。（必要な場合は随時）
 - ⑤教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
 - ⑥ネットいじめ防止のため、SNS等の適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も取り入れる。
 - ⑦いじめ防止の啓発に向け、標語やポスターを掲示すること、いじめ問題について考え、話し合うHR等、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
 - ⑧学校として特に配慮が必要な生徒へは、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する指導を行う。
- ※特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめの見逃しや軽視をしないようにする。疑いの場合も積極的に認知するようにする。

○ 具体的な対応策

- ①朝のST時、生徒の様子に注意し、気になる生徒がいたら声かけを行い、いじめの兆候があると思われる場合には迅速に面談を行う。
- ②休み時間や放課後に、担当を決めて巡回を行うようにする。特に、いじめ被害の心配がある生徒の周囲に注意を払い、授業担当者等との連絡を密接に行う。
- ③クラスの生徒に、孤立ぎみの生徒や嫌な思いをしている生徒がいないかなどについて状況の把握を心がける。
- ④学級日誌、生徒との雑談や普段の授業(特に体育や芸術・家庭等の教師と連絡を密にする)、清掃、部活動等から情報を収集し、教職員間でその共有に努める。また、軽微なことと思われる内容でも迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ⑤アンケート調査(いじめ調査)や教育相談(個人面談)を定期的に行い、早期発見に努める。記載内容は教頭が確認し、問題があれば、直ちに校長・学年主任・生徒指導主事に連絡する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。※アンケート原本、面談記録等は生徒が卒業するまで、結果をまとめた一覧等の資料は5年間保存。
- ⑥保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ通報・相談窓口」を周知する。

4 早期対応 いじめ事案への対処

いじめや疑いを確認した場合、直ちに担任・学年主任・生徒指導主事・管理職等で情報を共有し、迅速にいじめを受けた生徒の安全確保を行う。関係生徒に対する事情確認並びに適切な指導等をおこなうとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携した組織的対応に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ①いじめられている生徒に対しては、本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。いじめを行う生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
- ②聞き取り調査(複数の生徒が関係している時は、複数の担当者で同時に行う)による詳細な事実確認と正確かつ迅速な状況把握を行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ③教職員の緊密な情報交換や共通理解及び指導方針の明確化を図り、チームによる対応を行う。(指導経過を時系列でまとめて記録)
- ④教育委員会へ連絡する。(必要に応じ児童相談所、警察署等に連絡する)
- ⑤被害生徒、加害生徒の保護者に対しては、学校が把握した事実及び対応策等を連絡する。(全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告する)
- ⑥ネットいじめについては、書き込みを確認・保存し、書き込んだ生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことでいじめの書き込み等の削除、拡散の防止に努める。とともに、生徒の生命、身体、財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、早い段階で所轄警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめが再発、さらには、いじめの加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が変わるなどして、形態を変えていじめが継続することを防ぐ。

○ 具体的な対応策

- ①校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
- ②お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする教育活動等の充実に努める。
- ③ホームルーム活動など学級単位の時間に「いじめに関わる問題」を取り上げ、指導を行う。
- ④生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援、指導を行う。
※いじめが「解消している」状態の判断
 - ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月が目安）止んでいること
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ⑥生徒の変化を定期的を確認・検証する。確認・検証しながら継続して支援し、必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。
- ⑦「学校いじめ防止基本方針」や「学校がいじめの問題に取り組むための組織」が、いじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒に認識される取組を推進する。

6 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

○ 具体的な対応策

- ①学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。
- ②学年・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。必要な場合には家庭訪問を行う。
- ③いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ④PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
(PTA総会、学級懇談会、学校評議員会等)
- ⑤保護者に対してスマートフォン等を使用したネットいじめの事例を紹介するなど、危険性について理解を深め、マナーや約束、ルール作りについての啓発活動を行う情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性についての理解を深める。

IV年間計画

いじめ防止に向けた取り組み						
月	対策委員会	調査	面接	校内研修会	生徒会活動	その他
4月	○		○ (全員対象)			学校基本方針の説明
5月		○				P T A総会 心のケア教室(1年土・生)
6月					○ (いじめに関する勉強会①)	心のケア教室(1年普)
7月	○ ※1学期のまとめ			○	○ (リーダー研修会)	
8月						
9月	○		○ (全員対象)			
10月		○			○ (いじめに関する勉強会②)	保健講話(2年) (スクールカウンセラー)
11月				○		
12月	○ ※2学期のまとめ					
1月						
2月		○	○ (1・2年)		○ (いじめに関する勉強会③)	
3月	○ ※学年末のまとめ					
備考	・定例5回 ・緊急時には随時対処			・年度内2回実施		

V いじめが起こったときの組織的な対応

